

○津山工業高等専門学校地域共同 テクノセンター規程

〔平成18年2月28日
規程第15号〕

改正 平成21年8月25日規程第31号

(趣旨)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校内部組織規程（平成16年規程第6号）第10条第2項の規定に基づき、津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育及び研究機能を地域社会に開放し、教育及び研究の発展に寄与するとともに、地域社会における産業技術の振興及び発展に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域産業界等からの技術相談及び技術指導に関すること。
- (2) 地域産業界等との共同研究及び受託研究に関すること。
- (3) 本校の学生に対する実践的な技術教育及び研究指導に関すること。
- (4) 学術情報の提供に関すること。
- (5) 講習会等への人材派遣に関すること。
- (6) 公開講座に関すること。
- (7) 知的財産に関すること。
- (8) その他センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(部門)

第4条 センターに、施設、設備の管理・運営及び知的財産に関する審議を行うため、部門を置く。

2 部門に関する必要な事項は、別に定める。

(職員)

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長

(2) 副センター長 3 人

(3) その他校長が必要と認めた職員

2 前項に掲げる職員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長及び副センター長)

第 6 条 センター長及び副センター長は、教員のうちから、校長が任命する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

4 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名した副センター長が、その職務を代行する。

(事務)

第 7 条 センターの事務は、学術・社会連携推進事務室が行う。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月25日規程第31号)

この規程は、平成21年8月25日から施行し、平成21年8月1日から適用する。